



障がい者の司法福祉カーニバル

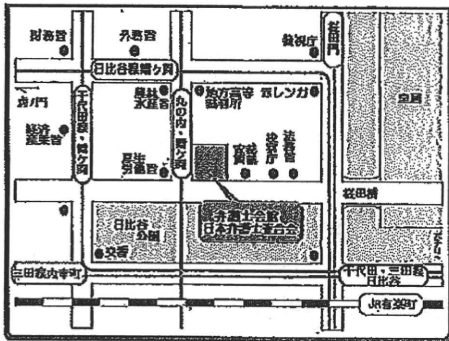
～気づいていますか？ あなたが担当する被疑者・被告人に 障がいがあるかもしれないこと～

- 日時 2010年12月11日(土)
午後1時～午後5時(12時30分開場)
- 場所 弁護士会館2階講堂A
千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館



罪を犯し刑務所に入っている人の中には、知的障がい、発達障がい、精神障がいといったハンディキャップを背負いながら、社会的支援を受けられなかったために苦しい生活を強いられ、罪を犯さざるを得なかった人が多く存在します。

このような人たちが刑務所に入ることが本当に必要でしょうか？障がいを持った人たちが被疑者・被告人となったときに刑事弁護士そして福祉関係者ができること、そして、障がいをもっていても幸せに暮らせる社会にするために何ができるかを諸外国の制度も踏まえて考えていきます。



- ◆地下鉄丸の内線・日比谷線・千代田線
「霞ヶ関」駅 BI-b 出口(弁護士会館
地下1階に直結)
- ◆地下鉄有楽町線「桜田門」駅 5番出口か
ら徒歩8分
- ◆JR山手線「有楽町」駅 から徒歩15分

問題提起 田島 良昭氏 (社会福祉法人南高愛隣会理事長)

パネルディスカッション

テーマ 障がい者の置かれた現状、諸外国の取り組みから学ぶべきもの、現時点で可能な取り組み及び今後の方向性を探る

パネリスト(予定) ※五十音順

佐々木 明員氏 (北海道医療大学看護福祉学部准教授)

田島 良昭氏 (社会福祉法人南高愛隣会理事長)

谷村 慎介氏 (兵庫県弁護士会会員/高齢者・障害者の権利に関する委員会幹事)

浜井 浩一氏 (龍谷大学法科大学院教授)

水藤 昌彦氏 (高槻地域生活総合支援センターぶれいす Be 施設長)

コーディネーター 辻川 圭乃会員 (高齢者・障害者の権利に関する委員会委員)

お申し込み

先着 150 名様まで。
下欄にご記入の上 FAX(03-3580-2896)にてお申し込み下さい。

*****日弁連人権第二課 小林 宛*****
フリガナ フリガナ

お名前 (氏:) 名:)
お電話番号 ()

※弁護士の方は、下欄の記入もあわせてお願いいたします。

弁護士ご登録番号 /ご所属弁護士会

ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会もしくは日本弁護士連合会が委託した第三者より、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍のご案内その他当連合会が有益であると判断する情報をご案内させていただくことがあります。

なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

主催：日本弁護士連合会

【お問合せ】日本弁護士連合会 人権部人権第二課

TEL:03-3580-9982, FAX:03-3580-2896

東京都千代田区霞が関1-1-3

当日は、日弁連職員による撮影があり、撮影した映像・画像は日弁連の広報に使用される可能性がございます。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお知らせください。

シンポジウム「触法障がい者の司法福祉的アプローチ」

～気づいていますか？
あなたが担当する被疑者・被告人に
障がいがあるかもしれないことに～

進 行 予 定

日 時 2010年12月11日(土) 午後1時～午後5時

場 所 弁護士会館2階講堂「クレオ」A

13:00 開会

開会挨拶 錦織 正二(日本弁護士連合会副会長)

13:10 問題提起

講師 田島 良昭氏(社会福祉法人南高愛隣会(コロニー雲仙)理事長)

13:40 パネルディスカッション

(※15:20～10分間休憩予定)

テーマ 触法障がい者の置かれた現状、諸外国の取組みから学ぶべきもの、現時
点で可能な取組み及び今後の方向性を探る

パネリスト(五十音順)

^{さき きはるかず}
佐々木明員氏(北海道医療大学看護福祉学部准教授)

^{たしま よしあき}
田島 良昭氏(社会福祉法人南高愛隣会(コロニー雲仙)理事長)

^{たにむら しんすけ}
谷村 慎介氏(兵庫県弁護士会会員/高齢者・障害者の権利に関する委
員会幹事)

^{はまい こういち}
浜井 浩一氏(龍谷大学大学院法務研究科教授)

^{みずとう まさひこ}
水藤 昌彦氏(社会福祉法人北摂杉の子会高槻地域生活総合支援センタ
ーふれいすBe施設長)

コーディネーター

^{つじかわ たまの}
辻川 圭乃(高齢者・障害者の権利に関する委員会委員・弁護士)

17:00 閉会

閉会挨拶 川島 志保(日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会委
員長)

高齢者・障害者の権利 ニュース

2011年2月1日 第11号

編集責任：日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会 本号については日弁連事務局人権部人権第二課までお問い合わせください

- 本号の主な内容
- ▶ 委員長挨拶
 - ▶ 第9回高齢者・障害者権利保障の深い3/11に京都で開催予定
 - ▶ 第8回高齢者・障害者権利保障の深い報告(松・香川県高松市)
 - ▶ 徳田高齢者虐待防止アドバイザー研修会
 - ▶ 高齢者虐待防止法改正に関する意見書提出(北)
 - ▶ 「虐待防止法」について(中)と「虐待防止法」について(南)
 - ▶ 罪を犯した障がい者に福祉的支援を!
 - ▶ 精神保健福祉PT報告
 - ▶ 高齢者・障がい者の住宅問題

罪を犯した障がい者に 福祉的支援を!

2010年12月11日、「触法障がい者の司法福祉的アプローチ」と題するシンポジウムを開催しました。罪を犯した知的・精神障がい者の中には、その個性に応じた生活支援や更生プログラムといった福祉的な支援を得られていたならば罪を犯すことも再犯を繰り返すこともなく社会の一員として普通に生活できていたはずだし、できるはずの人が多く存在しています。

2010年12月11日、「触法障がい者の司法福祉的アプローチ」と題するシンポジウムを開催しました。罪を犯した知的・精神障がい者の中には、その個性に応じた生活支援や更生プログラムといった福祉的な支援を得られていたならば罪を犯すことも再犯を繰り返すこともなく社会の一員として普通に生活できていたはずだし、できるはずの人が多く存在しています。

では司法と福祉との連携が図られ大きな成果を上げている国も多く、バネリストから福祉先進国であるデンマーク、ヨーロッパの中で最も高齢化が進み大きな財政赤字を抱えているながら高齢の受刑者がほとんどいないイタリア、並びに刑事政策として社会内処遇を積極的に取り入れているオーストラリアのピクトリア州での取り組みが紹介され、これらの国と我が国の違いの原因に刑罰の目的に対する考え方の違い(応報か更生目的か)があるとの指摘がなされました。我が国では、犯罪を繰り返したり、コミュニケーションをうまくとることができず不適切な言動を繰り返す被疑者・被告人に対しては規範意識が欠如しているとの評価がなされ、その人々の個性や裁判後の更生に注意が向けられることがほとんどないということです。福祉的支援もなく、地域社会からも疎外された罪を犯した障がい者の中には「塀の中に戻りたい」と考える者もいるという現状を私たちも謙虚に受け止める必要性を感じるとともに、何よりも接見の早い時期から「障がいがあるのではないか」と気付くことが必要で、その上で福祉的支援を行える人たちと連携し、罪を犯した障がい者の自立更生に何が必要なのかを支援計画書としてまとめ、検察官や裁判官を説得する必要を強く感じさせられた一日でした。(河原一雅・福岡県)

別紙 10・裁判員裁判でない事件における具体的弁護活動

事例 1

同種行為に及ばないような環境調整を行い、実刑判決を防いだ案件

1 触法障がい者の刑事弁護の経験

初めて

2 事件の概要

平成22年5月から住居侵入+窃盗（パンストばかり303件）

同種余罪多数

(1) 動機

パンストの感触が好き，小学校時代に好きだった先生の思い出

(2) 被告人・被疑者の年齢

34歳

(3) 被告人・被疑者の前科前歴

執行猶予保護観察付を受けたことあり。

5年間の保護観察期間中は，月1回面会に行っていた。話を聞いてもらえるので通った。その間は犯行はなかったようだ。

(4) IQ

療育手帳B2・9歳から12歳程度

(5) 家族・従前の生活環境

両親，弟と同居（全員知的障がい者） 家族の年金と生活保護が収入源

3 いつの時点で障がい者と気づいたか

初回接見時に，話しかけても応答しないことから気づいた。

4 弁護方針

再犯をなくす環境調整が必要

両親は施設に入れたくない。被告人は，両親と同居することを希望。

他方，島内の病院は，対処治療のみ。島外にある，雲仙コロニー，カウンセリング系病院は，経済的理由から無理

結局，消去法で，被告人はこれまでどおり自宅に住み，従来勤務していた作業所に継続して受け入れてもらうことにした。所長は「知的障がい者手をつなぐ育成会」会長であり，見識がある人。作文を書かせるなど，従前以上に監督することを誓約する陳述書を裁判に提出

被害弁償は，2人の被害者に対してそれぞれ5000円を支払った（生活保護の中から）。

判決は，懲役1年6月・3年間保護観察付執行猶予。

弁護人の判決に対するコメントとしては，「同種前歴・余罪多数で，実刑の可能性もあったので，環境調整が評価された。」というものであった。

5 弁護人の自己評価

よかった点 環境調整に重点を置いたこと

事例 2

期日間整理にあわせて環境調整を行い、再度の執行猶予を得た案件

1 触法障がい者の刑事弁護の経験

これまで何件かある。責任能力を争ったのは、今回が初めて。

2 事件の概要

スーパーでの食料品の万引き（1300円）

(1) 動機

食べるものがなくなった

(2) 被告人・被疑者の年齢

40歳

(3) 被告人・被疑者の前科前歴

1ヵ月前に、懲役1年2月・執行猶予3年。コンビニでの食料品の万引き（同種の前歴多数）。そのときの弁護人は、通常の刑事弁護。被告人が触法障がい者であるという特殊性には意を向けたとはいえない。

(4) IQ

47

(5) 家族・従前の生活環境

両親は、被告人が若いときに離婚。

実母は死去。実父との交流はない。兄と二人暮らし。生活保護受給。

3 いつの時点で障がい者と気づいたか

初回接見時に、迎合的な受け答え、オープンクエスチョンには答えられない。警察留置係から、障がいがあることが伝えられていた。

4 弁護方針

被疑者段階時、Pとの話で、前科が多く、簡易鑑定でも責任能力はあると判断されたため、起訴猶予はとれないことがわかった。

そのため、責任能力を争うことと環境調整を図ることを方針とした。

① 責任能力

弁護人は、「限定責任能力」であるとの主張に対し、検察官は「完全責任能力」であるとの主張をした。

期日間整理が3、4回もたれた。弁護人からは、以下の書証を請求した。

- ・鑑定請求書
- ・以前の事件でつながりができた社会福祉士（障がい者相談支援所所長）を伴った接見状況の報告書

② 環境調整

初めから明確な方針があったわけではない。これまでの弁護士としての活動を通じてできたネットワークをたぐり寄せながら環境調整を行った。

被害弁償については、被告人の兄が事前に全額買取っていた

5 環境調整・活用できる社会資源

同居している実兄は、土木作業員で収入があるが、生活保護を受給するなど、生活支援者

としては疑問であった。

他方、被告人は金銭管理能力が乏しく、福祉につなげる必要があった。

そこで、社会福祉士、社協、福祉事務所との連携を図り、救護施設への入所をすることとなった（その選定は、福祉事務所の紹介であった。）。

また、成年後見申等の必要性も含めた善後策をケース会議を開いて検討をした。

さらに、療養手帳の申請（中学校時代の担任を捜す、嘱託医の診察）・取得した。

社会福祉協議会での資金借入もおこなった。

6 裁判所、検察への対応、反応

期日間協議で、裁判官と話をするなかで、被告人が障がい者であることへの理解が深まっているように感じた。

7 判決

懲役8月、執行猶予4年、保護観察付（再度の執行猶予）

「福祉の手当てが見込め、更生環境が格段に改善され、再犯防止を達しうる」と判決理由に書かれた。

弁護人の判決に対するコメントとしては、「弁護活動を評価した適切な判断である。」とのことであった。

事後に、保護観察所にも事情を説明し、保護観察官直々に担当することになった。

8 自己評価

よかった点

入居場所が決まり、被告人の生活の道筋がつけられたことはよかった。

改善点

裁判後は、施設にお任せになっている。

事例 3

社会復帰後の環境調整を行い、それを判決で評価された案件

1 触法障がい者の刑事弁護の経験

知的障がい者について、過去に3、4回経験がある。ただし、認知症の高齢者を福祉につなげる弁護活動は今回が初めて。

2 事件の概要

- ① 平成21年2月スーパーで万引き（ビール2本282円）
- ② 平成21年4月スーパーで万引き（おにぎり、ブランデー933円）
- ③ 平成21年4月スーパーで万引き（ウイスキー1本265円）

(1) 動機

- ③事件については自白（現行犯逮捕）、年金通帳を紛失したから。
- ①②事件については認否を明確にせず。認否が二転三転。

(2) 被告人・被疑者の年齢

70歳

(3) 被告人・被疑者の前科前歴

40年前に、罰金前科あり

(4) IQ

測定せず。

(5) 家族関係

離婚、2人の息子とは数年間連絡をとっていない

(6) 従前の生活環境

1人暮らし

3 いつの時点で障がい者と気づいたか

初回接見時にドアの側を向いて座る。弁護人の側に寄って話をしない。

家族との連絡を拒否。40分で、被疑者の方から接見を打ち切り、頑固な印象。

2、3回接見を重ねるうちに、記憶が曖昧であったり、妄想的な言動で、認知症を疑うようになった。そこで、簡易知能検査をした結果15点であることがわかり、認知症の疑いが濃厚となった。

4 弁護方針

- ① 責任能力を争うことも考えたが、犯行当時に認知症であったかどうかは不明であり、執行猶予相当の事案であることも考慮して、争わないことにした。ただし、被告人質問では、認知症の症状が進んでいることを理解してもらう工夫をした（Q「今、あなたがいるのはどこですか」A「県警です」）。

- ② 再犯可能性防止に重点を置いた。

被告人の親族と連絡を取ったが、「身元引受人となることは困難」との回答であった。そこで、福祉につなげるの必要性を感じ、地域包括支援センターに連絡をとった。同センターでは「認知症であれば、要介護、施設入居も可能」との回答であった。そこで、担当者の紹介を受ける。初めから福祉とのネットワークがあったわけではないが、たまたま地域包括の1人の職員と面識があり、その人を糸口にして、様々な人とつながった。

なお、被害弁償をしたかったものの、資力がなくできなかった。謝罪のみ。

5 環境調整 活用できる資源

親族に協力要請をしたが、拒否。

介護申請。できる限り早く介護サービスを受けられるように、拘置所内での面談調査を依頼。釈放後の暫定的なサービスの教示→面談調査の結果、「ほぼ要介護レベル。施設入居も可能」と診断。預金管理サービス。

民生委員へも協力を要請（被告人の日常生活を教えてもらえた→陳述書の作成）。

6 裁判所、検察への対応、反応

裁判所に対して、「環境調整のために、判決期日を伸ばして欲しい」旨を要望したが、裁判所は、「執行猶予相当。即決で判決を出したい。」、「弁護人がやっている地域包括支援センターとの連携等は、国選の範囲を超えている。」とまで、言われた。

7 判決

懲役10月 未決勾留日数20日間算入。2年間執行猶予。

判決理由で、「Aの認知症が疑われること、精神状態が犯行に影響、介護支援等がなされる体制が整えられつつあり、今後は今までとは異なる公的な支援体制が期待できる。」

弁護人の判決に対するコメントは、「当初、裁判所は、触法障がい者に対する弁護活動について、無理解とも思われる言葉があったが、判決では、福祉との連携が、弁護活動として評価され、手応えを感じた。被告人質問も効果があった。」というものであった。

8 自己評価

よかった点

地域包括支援センターに知り合いがいたことが、突破口となった。

改善点

福祉のサービス内容がわからなかった。知識があれば、もっと迅速に進めることができた。

別紙 11・裁判員裁判対象事件における具体的弁護活動

事例 1

情状鑑定や社会資源との関係調整を活用して執行猶予につなげた案件

【事案の概要】

起訴罪名 : 強盗致傷

判決 : 懲役3年(求刑・懲役4年),
5年間執行猶予・保護観察付き, 未決勾留日数50日算入【確定】

【公訴事実の概要】

被告人は、スーパーマーケットにおいて、女子高生2名がテーブル上に財布を置いたまま一時的に離席した際、両名の所有の財布を窃取したところ、店員等に発見され、逃走を図ったが、逃走経路上において女子高生1名に逮捕されそうになるや、同人の頭部をバッグで殴り、倒れ込んで起き上がろうとする同人の胸部を足蹴にする暴行を加え、同人に加療約1か月を要する胸骨骨折の傷害を負わせた。(強盗致傷・裁判員対象事件)

【弁護活動の概要1・捜査段階】

1 障がいがあることを覚知した経緯

弁護人は、被疑者段階で面会するや、本人が「ヌボーッとした感じ」であることを感じた。また、本人の経歴を聞き出すうちに、本人が養護学校を卒業していることを聞き出した。なお、本人は、16歳のときに一度、療育手帳を取得していたものの、その後の更新の際に必要な再判定を受けていなかったため、手帳の更新がなされていなかった。

2 その後の対応

本人に知的障がいがあると覚知したため、捜査機関に対して、取り調べ全過程の録画・録音を要求するとともに、「相手方の発言にあわせる傾向があること」「誘導的な取調をしないように」という旨の申し入れを行った。

被害者対応をしようとするも、被疑者段階では、被害者との連絡がつかなかった。

以上を前提に、本人を不起訴処分とするよう、検察官に求めた。

【弁護活動の概要2・公判前整理段階】

以上の活動にもかかわらず、被疑者は起訴された。被疑者段階においては、検察官による簡易鑑定すらされなかった、とのことであった。

1 起訴直後の保釈請求

起訴直後、保釈請求を行ったところ、いったんは保釈許可決定がなされたものの、検察官から準抗告され、同決定は取り消されてしまった(その後、弁護人から特別抗告を行うも、これも棄却され、本人は、しばらくの間、身体拘束をされることとなった。

2 第二次保釈請求

その後、公判前整理手続を経て、公訴事実争いがないこと等が明らかになった段階で、

再度、保釈請求を行った。

その結果、被告人本人は保釈された。

3 療育手帳の再取得

本人の保釈を受け、弁護人は、療育手帳の再取得につなげた。

4 ケース会議の開催

弁護人が発案して、今後の本人支援のためのケース会議を行うこととし、本人（保釈後から）、本人の両親、弁護士、市の障害支援課担当者、養護学校教諭などの出席を求めて。本人の今後の生活等について、関係機関が情報共有を図り、各機関がどのような支援をしているのかを決めていった。

ケース会議は、合計8回に及んだ。

5 鑑定請求

弁護人は、責任能力を争いつつ、情状面でも精神鑑定が必要である旨をも主張し、最終的には、情状鑑定をすることとなった。鑑定人の人選は、裁判所が行った。

鑑定の際にも、伝聞証拠からの情報で鑑定がなされないように申し入れるとともに、関係者（これまで本人と関わってきた社会資源関係者・ケース会議の参加者でもある）のリストを弁護人が提供し、鑑定人は、これらの関係者から直接事情を聴取したうえで、鑑定を行った。

鑑定の内容は、下記のとおりであった。

【鑑定の内容】

- ・ 本人との面接・心理テスト11回
- ・ 知能検査（WAIS-III・成人知能検査）
- ・ 性格（人格）検査（MMPI, YG, SCT, ロールシャッハ, TAT, ソンディテスト, 描画テスト）
- ・ 本人の両親との面接5回
- ・ 参考人面接
 - ・ 都道府県総合リハビリテーションセンター支援部（就労移行・転換支援担当課長+サービス調整担当課長）
 - ・ 都道府県教育局特別支援教育課（指導主事）
 - ・ 市町村障害者生活支援センター（支援専門官2名）
- ・ 事件現場視察

【公判での活動】

弁護側の立証

- ・ 示談書（被害者に対して100万円の被害弁償）
- ・ 被害者から出された裁判所への意見書（宥恕意思のあるもの）
- ・ 還付請求書
- ・ 報告書（被告人の知的能力について）
- ・ 証人
 - ・ 母（主尋問10分、反対尋問10分）
 - ・ 鑑定人尋問 鑑定人による概要報告30分、弁護人尋問30分、検察官尋問30

分，補充尋問15分

「軽度知的障がい」というと、障がいが軽い（＝障がいがいない人とほとんどかわらない）というイメージを持たれてしまいかねないので、弁護人は、IQの分布の中で「被告人のIQ59」は、「とくに低い」というカテゴリーにあることを明確にさせた。

・H障がい者生活支援センター職員（弁護人15分，検察官15分）

【判決】

以上の結果，判決では，以下のとおりの判示がなされた。

このように，本件犯行前には，知的障害を有する被告人に対する指導，助言が適切になされていなかったものであり，それが本件犯行に影響していることは否定できないところであるから，この点は被告人に有利に斟酌されるべきである。

さらに，次のような被告人に有利に斟酌されるべき事情もある。すなわち，

被告人は，軽度精神遅滞の知的障害を有している。学校でのいじめなどもあってストレスの多い生活環境にあったことから，失敗など不快な気持ちに対しては，余り深く考え込まず，軽く受け流してしまう傾向が顕著である一方で，几帳面さ，律儀さ，徹底的，熱中のといった粘着的な性格をも有している。価値観，人格特性等は反社会的でなく，犯罪常習性は強くない。被告人の両親は，被告人の言語的知能が比較的高かったことから，被告人の知的障害に対する理解が十分ではなく，被告人に対する有効適切な助言，援助が不足していた。そのような中，被告人は，好意を抱いていた女友達に対し，食事代の名目で金銭を支払う約束をし，さらに，その女友達とメールのやりとりをするうち，支払をすることによって女友達を助けたいという思いも抱くようになった。そして，支払期限が間近に迫り，約束を守らないといけないう焦りや切迫感を抱いて心理的に追い詰められ，現実的な検討能力の低さも相俟ち，目の前にある財布を見て機会的。急性的に本件犯行に至った，というのである。

このように，本件犯行前には，知的障害を有する被告人に対する指導，助言が適切になされていなかったものであり，それが本件犯行に影響していることは否定できないところであるから，この点は被告人に有利に斟酌されるべきである。

さらに，次のような被告人のために酌むべき事情もある。すなわち，

A子の父親との間で示談が成立し，示談金100万円が支払われている。示談の成立を受け，A子の父親が，A子の意向を踏まえつつ，「犯人に対する罰については，特別に重くとか特別に軽くという希望はない」旨記載された意見書を提出しており，被害者らの処罰感情が緩和していることが窺われる。被害品である現金及び財布が被害者らに還付され，財産的被害は回復している。本件犯行は，既に見たとおり，心理的に追い詰められた被告人が，誰もいないテーブルの上に置かれたままの財布を見て咄嗟に敢行したものであって，計画性がなく，偶発的なものである。被告人は，事実を素直に認め，被害者らへの謝罪の意思を表明するなど真摯な反省の情を示している。被告人は，これまで前科がなく，養護学校を卒業後は怠勤等もなく真面目に仕事をしてきた。

以上の諸事情を総合して考慮し，とりわけ，被告人の知的障害が犯行に与えた影響，被害者との間で示談が成立し，被害者も厳しい処罰までは求めていないことなどに思いを致すと，検

察官の指摘する犯行の危険性、結果の重さ等を十分に勘案しても、本件は、刑の執行を猶予するのが相当な事案である。

もつとも、情状鑑定において、被告人は、失敗など、不快な気持ちに対しては、余り深く考え込まず、軽く受け流してしまう傾向が顕著である旨指摘されていることは、既に説示したとおりである。加えて、本件犯行前と異なり、両親による指導監督や福祉機関の援助が期待できることは弁護人指摘のとおりではあるものの、それらは被告人や家族ら周囲の者の自発性に依拠する面が大きいことも併せ考えれば、被告人の更生をより確かなものにするためには、猶予の期間中、被告人を保護観察機関の補導、援護の下に置くことが相当である。

そこで、被告人に対しては、酌量減輕をして主文の刑に処した上、今回に限りその刑の執行を猶予するとともに、猶予の期間中、保護観察に付することとする。

【弁護人のコメント】

執行猶予付き判決がでたものの、弁護人としては、その判決に不満をもっている、とのことであった。

すなわち、本件について、弁護人は、被害弁償がなされたうえに被害者からの宥恕も得ており、執行猶予相当事案であると考えていた。だからこそ、各種社会資源のサポート状況を厚く立証し、（現状としてその実効性に乏しい）保護観察を付さずとも、本人の再犯を防ぐことはできる、との主張をしていた。

しかし、判決では、この点についての弁護人の主張をほとんど容れておらず、結局のところ保護観察機関の補導、援護が必要、などという結論になってしまった、と弁護人は感じているとのことであった。

事例 2

社会資源との関係調整を行ったものの結果の重大性などから実刑となってしまった事案

【事案の概要】

起訴罪名 : 現住建造物等放火

判決 : 懲役3年(求刑・懲役6年), 未決勾留日数120日算入【確定】

【公訴事実】

内縁の夫と同居する共同住宅の自宅居室に敷かれていた布団にライターで点火して火を放ち、自宅居室及び上階の床板、壁、天井等を焼損(焼損面積約35平方メートル)した。

【捜査段階での弁護活動】

捜査段階で精神鑑定の証拠保全請求を行った。それ自体は却下されたが、留置施設から主治医のもとに搬送され、主治医の診察が受けられた。

【公判前整理段階での弁護活動】

被害弁償をする、などの弁護活動を行うほか、以下のような活動を行った。

被告人が通っていた病院のみならず、弁護人自らが探してきた自立支援施設の職員などといった社会資源から証言が得られるように調整をした。とくに、この自立支援施設職員は、拘留所に赴き、被告人本人と面会をした上で、施設での受入プラン等を立て、これを法廷で証言した。

また、執行猶予判決の可能性があることを示すため、量刑データベースに基づき独自の量刑資料を作成して、事前に検察官と合意して弁論の際に配付した。

【争点】

公判前整理手続では責任能力を争う旨の主張をしたが、主治医及び鑑定人(鑑定受託者)の意見を踏まえて撤回したため、争点は量刑(執行猶予を付すべきか否か)に絞られた。

【争点に関する当事者の主張】

1 検察官は、①被害結果重大、②延焼危険性大(公共の危険)、③嚴重処罰希望、④動機が身勝手・自己中心的の4点を主張立証し、懲役6年を求刑した。

2 弁護人は、①損害、②原因、③今後をテーマにした立証計画を策定し、①避難を呼びかけていること、損害の大半は保険及び父親の協力により回復されていること、②人格障害の影響により判断力が低下していたこと、③社会内で受け入れる環境が整っていることを主張立証し、執行猶予(保護観察付き)判決を求めた。

【鑑定内容及び立証方法】

捜査段階で、鑑定留置を伴う本鑑定(いわゆる起訴前本鑑定)が行われており、特定不能の

人格障害により、是非弁識能力及び行動制御能力が「多少は」低下していたと鑑定されていた。

①責任能力自体は争点にはならなかったが、検察官は、②動機を立証するために鑑定人の証人尋問を申請し、弁護人は、③人格障害の原因（劣悪な養育環境の影響があること）を立証するために証人申請した。

証人尋問は、検察官、弁護人、裁判所の順に行われ、証言に際して、鑑定人作成のパワーポイントを利用する方式が用いられた（交互尋問ではあるが、いわゆるプレゼン方式に近い。）。

【弁護人の立証活動】

弁護側の立証

- ・ 119番通報の報告書
- ・ 領収書・被害弁償報告書等→被害弁償をしたこと
- ・ 被告人質問（事件当日の出来事、生い立ち、反省状況）
- ・ 父尋問（生い立ち、被害弁償状況、今後の支援の状況）
- ・ 鑑定人尋問（放火の動機、人格障害になった経緯）
- ・ 証人尋問（病院関係者：病院が社会復帰後の被告人の受入を約束する）
- ・ 証人尋問（自立支援施設関係者：自立支援施設としても、社会復帰後の被告人を受け入れる）

本件放火の原因については、被告人質問及び父親の証言により「養育環境が劣悪であったこと」を立証した上で、鑑定人の証言に基づき、「劣悪な養育環境の影響により、特定不能の人格障害になり、人格障害の影響により正常な判断ができなかった」ことを主張立証した。鑑定人は「このような養育環境でなければ、人格障害になることはなく、人格障害でなければ、このような事件を起こすことはなかった」と証言した。また、人格障害が本件犯行に与えた影響は「50～60%」であると証言した。

今後の支援態勢については、本件以前から通院していた病院の精神保健福祉士が証言し、「被告人の病状及び本件犯行を十分に理解した上で、病院の上層部及び主治医と協議し、仮に執行猶予判決となれば、判決当日に医療保護入院で入院させる態勢を整えている」と証言した。また、医療保護入院（1項入院）のために必要な保護者選任の審判を家庭裁判所に申し立て、父親を保護者として選任させ、父親の証言に安易に退院に同意しないことを証言させた。また、自立支援施設（NPO法人が運営）の臨床心理士が証言し、「被告人と東京拘置所で面会した上で、施設長及び病院と協議し、仮に退院できる状態になった場合には、3か月後を目途に当施設で受け入れることが可能である」と証言した。

なお、精神保健福祉士は、「多くの精神障害者が刑務所に入れても、出所後は適切な支援が受けられない現状にある」ことを証言し、臨床心理士は刑務所で面会した経験から「適切な支援を受けられなかったために、犯罪を犯してしまう精神障害者が多いこと」を証言した。

【弁護人の主張（最終弁論）】

弁護人は、最終弁論において、下記の3点を主張した。

1 人格障害の影響で判断能力が低下していたことが本件の原因であること

鑑定人の証言内容は、以下のようなものであった。

すなわち、被告人には、「特定不能の人格障害」があり、事件前から「慢性的な空虚感」に基づく「希死念慮、自殺未遂」があった。事件当時も「違法性の意識が不十分」

で判断能力は「多少」低下していた。人格障害の影響が「40から50%」はあった。「人格障害でなければ、この事件は起きなかった」。

被告人が「人格障害になった原因は、親の精神病と」「幼少時の養育環境」であり、本人の努力ではどうにもならないものである。

これらの事情からすると、被告人を強く非難できない。

2 事件後、被告人が避難を呼びかけ、損害の大部分も回復されていること

被告人本人が避難を呼びかけ、早期に消防車が到着して、被害拡大を防いだ。死傷者はおらず、建物の損害については保険金が支払われた上、不足分も父親が支払っている。損害の大半は回復し、大家も厳罰を望んでいない。

3 被告人を受け入れる環境が整っていること

本件当時は精神状態が悪化していた。しかも、その支援体制は不十分であった。それゆえ事件を防げなかった。

現在は、病院、施設とも受入を約束しているし、父もできる限りの支援を約束している。専門家の支援を受けて社会内で生活する環境が整っている。

そのうえで、弁護人は、刑罰の目的について、以下のとおりの主張を展開した。

刑罰の目的は、①行為に見合った責任と、②再犯防止にある。

本件では、①同種事案の半数程度に執行猶予が付されているうえ、②今なら専門家の支援も受けられるし、保護観察も付けられる。再犯防止のために、刑務所に入れる必要性はない。

ここで、執行猶予という制度は無罪放免を意味するものではない。再び、犯罪を犯せば、執行猶予は取り消されうる。保護観察を付けた場合には、保護観察官・保護司の監督を受け、遵守事項を守らないといけな。これを守らなかった場合にも執行猶予が取り消されることがある。また、保護観察がついている場合には、二度目の執行猶予はない。

これらの事情からすれば、被告人には執行猶予（保護観察付き）を付するべきである。

【判決】

判決は、「被告人の刑を重くする事情」として、以下の点を挙げている。

(1) まず、被害結果と公共に対する危険が大きかったという点である。

本件アパートは、隣家に近接した住宅密集地にある木造2階建ての共同住宅であり、しかも、本件当時は4部屋に各1名が在室していた。被告人が放った火は、大きな炎が立ち上るほどの火事となり、出動車両は21台に上り、100人以上が消火活動に当たったにもかかわらず、鎮火までに2時間以上も要し、1階の被告人方とその真上の2階の居室は激しく焼損した。アパートの他の居室や近隣の住宅に延焼する危険があり、本件アパートの住民はもとより、近隣住民らの生命・身体・財産を脅かす非常に危険な犯行である。本件放火により、焼損した家屋や家財などに保険会社の支払額を基準にしても約1600万円という金額に換算できる財産的な被害が生じたほか、前記2階の被害者には、思い出の品を失う、あるいは精神的に不安を抱えるなどの被害も生じており、当然のことながら、被告人に対して厳しい処罰感情を抱いている。

なお、弁護人は、財産的被害はその大半が回復されていると主張し、その点を被告人に有利に考慮すべきであると主張するが、被告人の父親が支払った80万円弱の被害弁償金を除けば、被害者らが掛けていた保険の保険金によって回復されたものであるから、この点を被告人に特に有利な事情とみることはできない。

- (2) 本件犯行の動機について、被告人は自殺を図ったものであると供述するが、被告人の精神鑑定を実施したX医師によれば、被告人は、同居の交際相手に見捨てられるのではないかと不安から自分に注意を向けさせようとして犯行に及んだものと分析されている。いずれにしても、被告人は近隣住民に与える被害を省みることなく本件犯行に及んだものと認められ、その動機は身勝手かつ短絡的との評価を免れない。

他方で、「被告人の刑を軽くする事情」としては、以下の点を判示している。

- (1) 前記X医師の精神鑑定によれば、被告人は特定不能のパーソナリティー障害（境界性ないし依存性パーソナリティー障害の傾向がみられる。）であるとされている。被告人が身勝手にも本件犯行に及んだことは、そのような人格的な偏りが影響しているものと考えられ、同障害がなければ本件犯行は起きなかったといえよう。そして、被告人が、小学生のころから、母親が精神的な病のため、家事をほとんどやらせず、父親以外の男性を家に入れて生活するなどという異常な家庭環境の中で育ち、中学時代から友人宅などで生活し学校にもほとんど行かなかったなどの生い立ちが、パーソナリティー障害の一因となっているのではないかと考えられるところである。そうすると、被告人に責任を帰すことができないような事情も本件の遠因となっていることを否定できず、そのような観点からは被告人を強く非難することは躊躇される。

- (2) また、被告人は、放火した炎が30センチメートル程度になった時点で、放火した旨アパートの管理会社に電話をかけ、2階の201号室の住人に避難するよう呼びかけた上で、再度自室に戻って119番通報をしている。現実にも、201号室の住人がした110番通報がきっかけとなって比較的早期に消火活動が開始されており、このような被告人の行動によつてより大きな損害や延焼を免れた面があるといえる。このほか、被告人が8か月余りにわたりその身体を拘束されて反省の機会を与えられたことや、当公判廷においても事実を認めて反省の言葉を述べていること、これまで被告人に前科前歴がないことも刑を軽くする事情といえることができる。

さらに、被告人が本件以前から治療を受けていた病院の精神保健福祉士や自立支援施設の臨床心理士が出廷し、被告人が社会復帰した場合、とりわけ執行猶予付きの判決を受けた場合には、判決言渡しの日から精神科による入院治療を受けさせ、その後は自立支援施設において被告人を受け入れる態勢を整えていることなど、被告人を支援する具体的な方策について証言し、被告人の父親もこれに協力する旨供述している。

以上の各事情を示した上で、本判決は、以下のように結んでいる。

以上に指摘した事情を前提に、同種事案における量刑傾向も考慮した結果、当裁判所は、被告人に対しては酌量減輕をした上で実刑に処するのが相当であると考えた。

その理由は、行為に応じた責任を科すという見地からは、被害結果と公共に対する危険、とりわけ多大な被害結果が第三者に対して現実に生じたという点はやはり重視されるべきだからである。被告人の更生可能性という見地から、被告人にとって必要かつ適切なサポート態勢を整えた弁護士及び関係者の尽力には敬意を表するものであり、当裁判所も、被告人の更生、再犯の防止という観点から、社会内での受け入れ態勢や被告人の更生への意欲等についても慎重に検討し、執行猶予を付すことがおよそ考えられない事案ではないと判断されるものの、やはり前記の本件事案の重大性からみて実刑に処すのが相当と判断し、刑期については酌量減輕した上で主文の量刑とした。

【争点に関する裁判所の判断】

量刑の理由は「被告人の更生可能性という見地から、被告人にとって必要かつ適切なサポート態勢を整えた弁護士及び関係者の尽力には経緯を表するものであり、当裁判所も、被告人の更生、再犯の防止という観点から、社会内での受け入れ態勢や被告人の更生への意欲等についても慎重に検討し、執行猶予を付すことがおよそ考えられない事案ではないと判断されるものの、やはり前記の本件事案の重大性からみて実刑に処すのが相当と判断し（た）」というものである。

なお、判決言渡し後、裁判長から10分近い説諭があった。記者会見には、補充2名を含む裁判員8名全員が出席し、受け入れ態勢を整備したことは高く評価されるべきであるが、刑務所に入って罪を償い、出所した後に適切な支援を受けるべきではないかという感想が出されたようである。

【弁護人のコメント】

結果的には実刑判決となってしまったが、量刑の理由及び記者会見の様子を聞く限り、弁護人の主張は理解されたと感じている。立証のテーマを①損害、②原因、③今後に絞り、1日目、2日目、3日目に対応させて立証を行ったことが成功した要因ではないかと思われる（被告人質問を3回に分けたため、最終日には40分間の補充尋問があった。）。裁判員は、更生可能性に対する関心が高いため、執行猶予判決が予想される場合（医療観察法の申立てが予想されない場合には）、受け入れ施設を含めた支援態勢を整備しておくことが必要であると思われる。

別紙 1 2 公訴が取り消された裁判員裁判対象事件の時系列

- 2009.12.11 未明 空家の木造住宅に何者かが侵入し、ライターで放火、結果として窓枠が約0.1平方メートル焼損する事件が発生
- 2010.1.4 特別警戒中の警官に職務質問され、軽犯罪法違反（ドライバーの所持）で現行犯逮捕
被疑者（療育手帳B1, IQ数値著しく低い）が100円ライターを所持していたことから、同市内で発生していた4件の連続放火について追及され、自白。
- 2010.1.5 住居侵入・現住建造物等放火で再逮捕、翌日勾留
- 2010.1.7 被疑者国選（当番弁護）初回接見
弁護人は会話により知的障害があることはすぐに分かった。
警察署及び検察庁に対して、知的障害を指摘したうえで可視化の申入
- 2010.1.21 検察官面前調書（自白調書）につき確認のDVD録取
- 2010.1.26 起訴
- 2010.3 公判前整理手続開始（合計8回）9回目は2010.12.20 予定
公訴事実を全面否認
- 2010.4 補充捜査：1月に作成された捜査報告書の改変（アリバイ主張の削除
新報告書の日付は1月）
自白の任意性・信用性が最大の争点
信用性の立証方法につき、検察側は暗礁に乗り上げていた。
- 2010.11.26 大阪地検堺支部 公訴取消
同日 大阪地裁堺支部 公訴棄却、釈放
- 2010.12.21 公判担当だった元特捜部の高宮検事に対して、捜査報告書の改変につき減給10分の1（3か月）の懲戒処分

A. 研究目的

拘禁を回避する条件を整えるためには、福祉的な支援が必要な高齢者や障害者を刑事司法のできるだけ早い段階で把握することが必要である。つまり、警察に逮捕された段階、検察に送致され勾留されている段階、そして、起訴（公判請求）されて判決を待つ段階において、福祉的な支援が必要な被疑者・被告人の存在を把握し、必要な支援の内容や実行可能な支援策について検察官・裁判官に伝え、起訴猶予や執行猶予を促していく必要がある。

本研究は、日本における被疑者・被告人となった高齢・障害者らの実態や彼らに対する司法関係者・法曹の態度や意識を調査しつつ、諸外国の制度を参考にしながら、こうした高齢・障害者の拘禁を回避する方法を探る。

B. 研究方法

平成 21 年度

- ・法務と福祉の接点である更生保護との連携の検討
- ・執行猶予付判決後の保護観察の現状

平成 22 年度

- ・各調査の実施及び検証
- ・課題の整理と対応の検討

平成 23 年度

- ・提言内容の整理

本研究では、高齢者や障害者が比較的軽微な犯罪で被疑者・被告人となった際に、拘禁を回避するためにどのような仕組み（支援）が必要であるかについて、特に更生保護に焦点を当てて研究を進めたい。

- ① 被疑者・被告人となった高齢者・障害者について警察・刑事司法統計（検察、矯正、保護統計年報）といった既存の統計を調査することでその特徴を分析する。
- ② 保護統計年報を詳細に分析することで、保護観察付執行猶予者の特徴や現状、起訴猶予者・執行猶予者に対する更生緊急保護の現状について分析する。
- ③ 更生保護施設及び保護観察所等に対して、執行猶予中の高齢者・障害者に対する保護観察処遇の実態や更生緊急保護を求めてきた起訴猶予・執行猶予中の高齢者・障害者に対する保護の実態や留意点に関する調査を実施する。組織的なアンケート形式の社会

調査が困難な場合には、インタビュー形式の調査の実施も検討したい。

【更生保護施設に対する調査】

- ・ 保護観察付執行猶予者の保護や更生緊急保護による高齢者・障害者の受入れ実態
- ・ 高齢者・障害者を受け入れる際に考慮する事項
- ・ 高齢者・障害者を受け入れるために必要な条件又は福祉的支援
- ・ 更生保護施設と福祉との連携の現状・課題

- ④ 諸外国における触法高齢者・障害者を巡る司法と福祉の連携、特に、事件発生後できるだけ早期の段階で福祉的ニーズの把握が行われるシステム、例えば「判決前調査」、「特別な当番弁護士制度」、「警察・検察・裁判所における福祉専門職又は福祉的素養をもった担当官の配置」、「知的障害者の親の会などの民間組織による全国的な支援」等について具体的に調査する。

調査対象国としては、龍谷大学矯正保護研究センターと研究協力関係にあり調整が可能な北欧・イギリス・イタリア・台湾・韓国等を調査対象としたい。具体的には、これらの国における触法高齢・障害者に対する支援制度の概要に関する文献等の情報収集を行い、その中で、日本において参考になる制度が確立している国を特定し、実地調査を行いたい。

具体的な提携先としては、

- ・ ポーツマス大学刑事司法研究所との共同研究
- ・ オスロ大学犯罪学研究所との共同研究
- ・ イタリア（UNICRI）との共同研究

（倫理面への配慮）

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者（以

下「関係者」という)に限って閲覧・分析可能とすること。

2. 個人情報、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
3. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
4. 上記3の電子情報を扱うパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウイルスに情報流出を防止する措置を講ずること。
5. 紙媒体による個人情報は、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
6. 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。
7. 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
8. 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

C. 研究結果

1) 統計分析(保護統計年報等)

保護統計年報を詳細に分析することで、保護観察付執行猶予者の特徴や現状、起訴猶予者・執行猶予者に対する更生緊急保護の現状について分析する。

平成22年度は、更生保護における4号観察者と更生緊急保護に注目して、その動向を調査している。ここでは、主に1995年から2009年のデータに基づき、概要を報告する(別紙1参照)。

まず、4号観察者新受人員の年齢構成比であるが、この間では2000年をピークに全体の新受人員数は減少傾向にある。しかし、65歳以上の新受人員は1.2%から6.4%に推移しており、60歳以上を見ると3.1%から11.3%に推移している。次に、新受人員の知能指数であるが、4号観察者では90%以上が「不詳」となっており、その正確な動向はわからない。これは全体の新受人員の知能指数でも30%から40%が「不詳」となっており、更生保護の受け入れ段階で知能指数を測定していない結果であろう。ただし、4号観察者の新受人員のうち知能指数が70以下の人員が1%前後存在していることは注目しておかなければならない。なお、3号観察者においては、知能指数が70以下の人員が20%前後存在している。ま

た、4号観察者新受人員の精神状況でも、これも正確な動向はわからないものの、約2%前後が「知的障害」に分類されている。ただし、「その他の精神障害」に分類されている者が2.9%から13.6%に推移している。

次に、生計状況では、「貧困」(生活保護受給・公共料金を払えない等)に分類される者が約30%から約40%へと推移している。また、新受人員の職業の有無であるが、「無職(その他)」「不詳」が40%強から約60%へと推移しており、4号観察者の半数近くが生計に困窮していることが分かる。このような状態は、保護観察終了時には一定は改善されているが、依然約40%の者が「無職(その他)」「不詳」のままである。

次に、更生緊急保護人員については年々増加しており、その内訳では実数と構成比とともに「刑の執行終了者」が増加していることが分かる。また、更生保護施設委託終了者の終了事由別にみると、円満退所(自立)が最も多く65%から70%を占める。次いで、「種別移動」「無断退所」が多いが、約2%前後が「円満退所(福祉施設等へ)」に分類されている。このような傾向は、更生緊急保護人員のうち刑執行終了者においても同様である。また、刑執行終了者の更生保護施設委託終了者のうち、「円満退所(福祉施設等へ)」となっている者の入所回数は約30%から約50%を「初回」の者が閉めているが、年度によっては複数回入所している者が約70%を占めている。

(研究協力者：我藤諭)

2) 更生保護施設に対する調査

従来、就労による自立更生を目指してきた更生保護施設の多くが、就労可能性の低いかれらを積極的に受け入れる訳ではない。しかし刑事施設から、あるいは更生緊急保護により「やむを得ず」高齢者・障害者を受け入れる更生保護施設は多いと考えられる。このため、触法高齢者・障害者について、更生保護施設における受け入れ実態、補導員の態度を把握・分析することにより、かれらを対象とする更生保護の現状と社会福祉との連携のあり方を構築する課題が明らかになると考えられる。

また定着支援センターは、事業開始後様々なケースへの対応が迫られている。この中で社会福祉による対応ではなく、障害者雇用による対応や医療機関との連携などによる支援が望ましいケースも見受けられる。このため、これまで対応してきたケースについて集約、ソーシャルワークの立場から地域生活定着支援における実践モデル構築に向けた課題分析を実施していくこととする。